

和歌山県教育委員会定例会会議録

- 日 時 令和7年9月30日（火） 13：30～
 - 場 所 教育委員会会議室
 - 出席者
- | | | | |
|-----|-----|-----|--------------|
| 今 西 | 教育長 | 山 本 | 教育総務局長 |
| 原 田 | 委 員 | 吉 田 | 生涯学習局長 |
| 柳 川 | 委 員 | 岡 本 | 総務課長 |
| 山 中 | 委 員 | 坂 口 | 福利厚生室長 |
| 上 田 | 委 員 | 三 木 | 教育政策課長 |
| 多 田 | 委 員 | 井 上 | 教職員課長 |
| | | 岩 井 | 人権教育推進課長 |
| | | 西 川 | 生涯学習課長 |
| | | 関 本 | 文化遺産課長 |
| | | 藤 下 | 県立学校教育課副課長 |
| | | 宇 田 | 特別支援教育課副課長 |
| | | 中 井 | 義務教育課長 |
| | | 金 澤 | 夜間中学設置準備室長 |
| | | 中 谷 | 健康体育課長 |
| | | 武 田 | 高校総体推進室長 |
| | | 窪 田 | 教育支援課長 |
| | | 福 田 | 教育センター学びの丘所長 |
| | | 本 岡 | 紀北教育事務所長 |
| | | 濱 上 | 紀南教育事務所長 |
| | | 平 | 総務課主幹 |
| | | 小 川 | 総務課主査 |

1 開 会

○教育長 ただ今から、教育委員会9月定例会を開会する。

○教育長 本日の議題である議案第21号から第23号については任免、賞罰等職員の身分取扱いその他の人事に関することのため、これらを非公開としたいが、よろしいか。

(異議なしの声)

○教育長 それでは、議案第21号から議案第23号については、非公開とする。については、議事進行上、非公開案件の審議を「諸報」終了後とする。

2 前回会議録の承認

令和7年8月28日(木)の定例会会議録について、承認した。

3 付議事項

議案第18号 市町村立学校職員の給与に関する規則について

議案第19号 和歌山県教育庁等職員服務規程の一部改正について

議案第20号 和歌山県教育庁職員等の出勤簿取扱規程の一部改正について

○教育長 議案第18号「市町村立学校職員の給与に関する規則」について、議案第19号「和歌山県教育庁等職員服務規程の一部改正」について、議案第20号「和歌山県教育庁職員等の出勤簿取扱規程の一部改正」について、併せて説明願う。

○教職員課長 議案第18号から第20号について一括して説明する。議案第18号について、フレックスタイム制の導入については前回の定例会で議案第13号として説明したところである。職員の勤務時間、休暇等に関する条例が9月議会承認されこの10月から施行されるため、それに伴い規則を改正する。通常、職員の勤務時間は1週間で38時間45分である。フレックスタイム制を活用すると、1週間単位で最長4週間まで勤務時間の割り振りが可能で、1週間あたり38時間45分の勤務とするが、期間内に超過勤務をしなければならない場合がある。この規則改正は申告期間内で、1週間の正規の勤務時間を超えた場合の超過勤務について規定するものである。次に、議案第19号については、服務上、フレックスタイム制により週休日の設定、勤務時間の割振りや、休憩時間についても、特に支障がない場合など状況を考慮したうえで、移動することを可能とするものである。議案第20号については条すれの改正や、勤務を割振らない日を設定した場合の、出勤簿の記載方法について改正を行うものである。以上、審議をお願いしたい。

○山中委員 フレックスタイム制導入にあたって、制度の活用を希望する職員はどのくらいいるのか。

○教職員課長 公布が10月の予定となっている。職員からの申請はまだないが、希望する場合は1週間前に申請することとなっている。

○原田委員 フレックスタイム制については民間でもまだ目新しいが、今後の時代の流れになっていくと思われる。勤怠管理について外部機関やコンサルに委託しているのか。

○教職員課長 今のところ外部には委託していない。

○多田委員 フレックスタイム制で38時間45分を超えた分について超過勤務にすることだが、通常だと事前に申請をして認められたものを超過勤務とすると思う。フレックスタイム制の場合はどのように超過勤務を認めるのか。

○教職員課長 もちろん超過勤務は事前申請である。やり方としては従来と同じであると思う。割振りの変更申告での調整も考えられる。申告期間中に超過勤務になった部分については、きちんと手当を支給する。

○上田委員 学校へのフレックスタイム制導入の可能性についてはどうか。

○教職員課長 学校については個人が様々な勤務時間を設定した場合、時間割の変更が困難になるなど様々な懸念がある。教育委員会事務局での実施状況や他府県の状況をみながら考えていく必要がある。

○教育長 フレックスタイム制の導入によって、超過勤務をなくしていかないと、よい制度にはならないと考えている。他にご意見ご質問等ないか。

(異議なしの声)

○教育長 それでは、議案第18号から第20号について原案のとおり決定する。

4 諸 報

「行事予定」について、事務局より説明。

<主な日程>

10月 9日(木)	市町村連絡協議会研修会
10月22日(水)	決算特別委員会
10月30日(木)	教育委員会10月定例会
11月28日(金)	教育委員会11月定例会

<非公開議案>

5 付議事項

議案第21号

事務局等職員の処分について

教職員課長から「事務局等職員の処分」について説明があり、審議の結果、原案のとおり決定した。

議案第22号

教職員の処分について

教職員課長から「教職員の処分」について説明があり、審議の結果、原案のとおり決定した。

議案第23号

退職手当支給制限処分について

教職員課長から「退職手当支給制限処分」について説明があり、審議の結果、原案のとおり決定した。

6 閉 会

○教育長 これで、予定されていた議事が全て終了したので9月定例会を閉会
する。 (14:13閉会)